

しかし、実費名目であってもその実質が法律事務取扱い又は周旋の対価である場合には報酬に該当するので、その実質についての慎重な検討が必要である。

報酬を受けるについては、必ずしも事前に報酬支払の特約をした場合に限られず、法律事務を処理するにあたり、事件の途中あるいは解決後に依頼者が謝礼を持参するのが通例であることを知り、これを予期していた場合でも、報酬を得る目的があるというを妨げない（東京高判昭和50・1・21東高刑時報26巻1号4頁、名古屋地判昭和47・2・10福原・加除式『弁護士法』535の53頁）。

報酬を得る主観的な目的があれば足りるから、現実に報酬を得たことによって本条違反の罪が成立するものではないことはもちろんである（前掲東京高判昭和50・8・5）。

また、報酬は、事件を依頼する者から受け取る場合に限らず、第三者から受け取る場合であってもよいと解するべきである。例えば、法律相談を業とする者が、無料法律相談と称して相談者から報酬を直接受け取らなくとも、その場所を提供している者等から報酬を受け取ってれば、本条に違反するとすべきである。更に、周旋については、周旋を依頼する者と周旋を受けた者の双方から報酬を受けた場合だけでなく、一方のみから受けた場合であってもよい。

しかし、報酬は、法律事務を取り扱うことやこれらの周旋をすることと対価的關係に立っていることが必要であり（ここにいう「対価的關係」とは、「等価」関係の意味ではない。報酬の額の多寡は関係ないことは前述のとおりである）、直接的、間接的を問わず、この対価的關係がないときは、本条違反の罪は成立しないものと解される。けだし、「報酬」という概念は、一般に、一定の役務の対価として与えられる反対給付というものであって、対価的關係が当然の前提となっているものと解されるし、この要件を不要とすると、処罰の範囲が無限定になってしまうからである。従って、社交的儀礼の範囲内にあるとみられる季節の贈答等は、一般に報酬とはいえないであろう。但し、贈答等が、対価的關係をもつ場合には、報酬となることはもちろんである。

(3) この関係で問題となるのは、一定の入会金や会費を支払って会員となった者には、その他のサービスと併せて、無料で法律相談に応ずるとしたり、弁護士（弁護士法人）を無料で紹介するといった組織を作った場合、当該組織を作った者に「報酬を得る目的」があるといえるか、である。この場合には、入会金、会費と法律相談、弁護士（弁護士法人）紹介との間に対価的關係があるかを、運営形態等をもとにして判断しなければならないが、入会金、会費が法律相談等に対する直接的な対価的關係に立たないとしても、間接的な対価的關係（会費等を支払った者のみに対して法律相談等を行うものであるから、そこには関連性がある）は認められる場合が多いで

あろうから、入会者勧誘や営業活動の一環とは全く認められない純粹のサービスといたったものでない限り、「報酬を得る目的」があるものと認定されるであろう。同様に、一定の入会金や登録料を支払って登録された弁護士に対し相談者を紹介するといった組織を作った場合にも、当該組織を作った者に「報酬を得る目的」が認められることが多いであろう。なお、法74条違反の問題があるのは、別論である（木宮高彦「交通事故の被害者救済と示談屋に関する省察」警察研究33巻10号10頁参照）。

3 訴訟事件……その他一般の法律事件

(1) 訴訟事件 「訴訟事件」とは、訴訟として裁判所に係属する民事、刑事及び行政の各事件をいう。なお、判例は、法律事務取扱ノ取締ニ関スル法律1条中の「訴訟事件」の意義について、調停申立て、支払命令（民事訴訟法382条の支払督促）申立てのみならず、現に裁判所に係属している事件のほか、将来係属するおそれのある事件も含むとしていた（支払命令申立てにつき、大判昭和14・3・6刑集18巻87頁、将来係属するおそれのある事件を含むとしたのは、大判昭和14・6・30刑集18巻359頁、大判昭和15・2・14新聞4538号9頁、大判昭和15・4・6刑集19巻191頁、大判昭和15・4・22新聞4570号9頁）。

しかし、これは、同法が「他人間ノ訴訟事件ニ関シ」と制限的に規定していたことに起因するのであって、本条のように「その他一般の法律事件」という包括的類型を定めて一切の法律事件の取扱いを取締りの対象としている場合は、上記のように「訴訟事件」を広義に解釈することも、また訴訟係属中の事件に限るか否かを議論することも実益がないというべきである（東京高判昭和39・9・29高刑集17巻6号597頁、福原・287頁参照）。上記の調停申立てや支払督促の申立て等は、「一般の法律事件」に該当するものと解するべきである。

なお、民事訴訟法54条1項は、「法令により裁判上の行為をすることができる代理人のほか、弁護士でなければ訴訟代理人となることができない。ただし、簡易裁判所においては、その許可を得て、弁護士でない者を訴訟代理人とすることができる」と定めている。「法令により裁判上の行為をすることができる代理人」の例としては、支配人（会社法11条1項）、指定代理人（国の利害に關係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律5条）、臨時代理人（地方自治法153条1項）等がある。但し、支配人については、非弁護士が本条を脱法する意図で会社の支配人に就任して訴訟行為等を行う場合には、同条違反となり（前掲東京高判昭和50・8・5）、訴訟行為は無効となる（東京高判昭和46・5・21高民集24巻2号195号）。

(2) 非訟事件 非訟事件の本質を巡っては、学説は極めて多岐にわたっているが（兼子一『民事訴訟法体系』40頁、三ヶ月章『民事訴訟法（第3版）』（法律学講座双書）14頁、新堂幸司『新民事訴訟法（第5版）』23頁等参照）、判例は、概ね、既存の権利を確認する裁判がなされるときは純然たる訴訟事件であり、裁判所が裁量によって一定の法律関

係を形成する裁判をする場合は非訟事件である、としている（最大判昭和35・7・6民集14巻9号1657頁、最大決昭和40・6・30民集19巻4号1089頁、最大決昭和40・6・30民集19巻4号1114頁等）。

ここでは、とりあえず判例に従って非訟事件の理解をしておくが、本条にいう「非訟事件」は、上記のような本質を有する非訟事件全般を広く指すものと解される。すなわち、非訟事件手続法に規定されている民事非訟事件及び公示催告事件や会社法868条以下に規定されている非訟事件のほか、非訟事件手続法を準用している独占禁止法70条の4第2項、70条の5第3項の場合、借地借家法における借地非訟手続（17条以下）等すべての非訟事件を含むものである。ただし、法律事務取扱ノ取締ニ関スル法律1条では「他人間ノ非訟事件ノ紛議ニ関シ」と規定され、非訟事件中の特に紛糾している案件を取り扱った場合に限り取り締まる趣旨と解されていたが、本条ではそのような限定は付されていないし、本条の非訟事件は訴訟事件に対するものとして規定されているからである（東京高判昭和43・12・13判タ232号174頁。なお、福原・287頁は、非訟事件手続法に規定している事件を中核とし、本来行政作用に属する事項であるが、裁判所が取り扱う一応争いを前提としない権利関係の形成、保全を目的とする事案及びこれと同性質の行政機関の取り扱う事案で、社会通念として「事件」と呼び得るものを包含する、としている。しかし、後者に関しては後述の「事件性」に関する問題があるので、この定義には賛成できない）。

民事執行手続では、民事訴訟法54条1項の規定により訴訟代理人となることができる者以外の者は、訴え又は執行抗告に係る手続を除き、執行裁判所の許可を受けて代理人となることができる（民事執行法13条）。これに関し、東京高決平成21年10月15日判タ1309号288頁は、不動産引渡命令申立てにあたり、申立人の従業員ではない別会社所属の者が、裁判所の許可を受けず、自ら代理の者と称して申立てを行った事案において、「弁護士法72条及び民事執行法13条を潜脱する違法があるというべきであって、違法な申立てに基づきなされた本件不動産引渡命令は取消しを免れない」と判示している。

(3) 行政庁に対する不服申立事件 本条は、行審法に規定する審査請求、再調査の請求、再審査請求（2条・3条・5条・6条）を不服申立事件の例としてあげているが、これのみに限らないことはもちろんである。例えば、地方自治法（74条の2）、公職選挙法（24条・202条・206条）、弁護士法（14条・64条）等の異議の申出、審査の申立て、地方自治法（255条の4）における審決の申請、船舶安全法（11条）の再検査等の申請、土地収用法（39条）の収用委員会に対する裁決の申請、漁業法（45条）の海区漁業調整委員会に対する裁定の申請も含まれる。更に、行政審判としての、鉱業法（133条）の裁定の申請、特許法や海難審判法等における審判の請求等も行政庁に

対する不服申立事件である（詳細は、田中・行政法上220頁以下参照）。

(4) その他一般の法律事件 前述したとおり、本条は、「その他一般の法律事件」という包括的文言を用いて、一切の法律事件についての取扱いを禁止することとしており、この点で法律事務取扱ノ取締ニ関スル法律1条とは異なっている。

(ア) 法律事件の意義 「法律事件」とは、法律上の権利義務に関し争いや疑義があり、又は、新たな権利義務関係の発生する案件をいうものとされる（前掲東京高判昭和39・9・29、札幌高判昭和46・11・30刑裁月報3巻11号1456頁、広島高決平成4・3・6判時1420号80頁。なお、但木敬一「外国法事務弁護士像とその役割」商事法務1107号13頁は、「依頼者が解決を求めている法的案件という意味」としている。同「外国法事務弁護士制度」NBL377号27頁）。

判例上、「一般の法律事件」に該当するとされたものとしては、自賠責保険金の請求・受領に関するもの（前掲東京高判昭和39・9・29）、自由刑の執行延期申請をなすこと（大阪高判昭和43・2・19高刑集21巻1号80頁）、債権者の委任により請求・弁済受領・債務免除等を行うこと（最決昭和37・10・4刑集16巻10号1418頁）、質貸人の代理人として、その質借人らとの間で建物の賃貸借契約を合意解除し、当該質借人らに建物から退去して明け渡してもらうという事務をすること（前掲広島高決平成4・3・6、最決平成22・7・20刑集64巻5号793頁）、他人の所有する非公開株式の売買条件交渉をすること（広島地判平成18・6・1判時1938号165頁）、電気需要家から委任を受けて電力会社に対し料金の安い契約種別に変更することを協議・交渉すること（東京地判平成18・2・20判時1939号57頁）等がある。

このほかには、例えば登記・登録の各種申請、税務に関する各種申請、特許等に関する各種申請、裁判所以外の紛争処理機関（例えば地方公共団体に設置されている建設工事紛争審査会や裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律により認められた機関等）に対する各種の申立て等が、「一般の法律事件」に該当するものであろう。

(イ) 事件性の要否 次に、「一般の法律事件」に関して次のように説く者がある。すなわち、本条は法律事件の例示として訴訟事件、非訟事件等をあげているから、一般の法律事件というのも、実定法上事件と呼ばれている案件及びこれと同視し得る程度に法律関係に争いがある事件と表現され得る案件でなければならない、とするのである（福原・288頁）。そして、これを事件性と呼んでいる。また、裁判例においても、法律事件に該当するためには、本条に列挙されている訴訟事件その他の具体的例示に準ずる程度に法律上の権利義務に関して争いがあり、あるいは疑義を有するものであること、いいかえれば事件というにふさわしい程度に争いが成熟したものであることを要する、としているものがある（札幌地判昭和45・4・24判タ251号305頁）。従って、この立場からは、上記の意味での事件性の認められない案件を

取り扱っても、「法律事件」を取り扱ったことにはならないこととなる（黒川＝坂田「債権管理回収業に関する特別措置法（いわゆるサービサー法）の概要」金法1532号8頁、杉浦正健監修・法務省債権回収監督室編『Q&Aサービサー法』78頁も同趣旨。その他、司法制度改革推進本部法曹制度検討会（第24回会合）における法務省配布資料「グループ企業間の法律事務の取扱いと弁護士法第72条の関係について」も同様の前提に立つものと思われる。）。

この立場の根拠としては、現代における法律分野の拡大に伴い、およそあらゆる事項は何らかの法律に関わっているといっても過言でないのであるから、権利義務関係の対立のある案件はすべて「法律事件」に該当するとすれば、処罰の範囲が著しく拡大してしまい、不当ではないか、との考慮があるものと思われる。また、本条が、弁護士の職務範囲に関する法3条の表現（「その他一般の法律事務」）とわざわざ異なった狭い表現（「法律事件」）をとっていることを捉えて、それが、処罰の範囲を限定的にする趣旨であると考えるのである。

しかし、この事件性必要説と称すべき考え方には、次のとおりの疑問がある。

まず、事件性ということの内容が余りに不明確であることである。事件と表現し得る案件といっても、また事件といい得る程度に争いが成熟している案件といっても、その内容が一義的に明確になるものでないことは、明らかであろう。このような不明確な要件を導入することは、かえって処罰の範囲を曖昧にし、罪刑法定主義の精神に反するというべきである。事件という意義に関し、事件性必要説は、紛争となっているかその可能性のあるものと考えているようであるが、広義では紛争になっているとか、その可能性のあるものといった意味はないと解されるのであって（林修三他編『法令用語辞典』310頁参照）、例えば、非訟事件中にも紛争性のないものもあるし、家事事件手続法中の別表第一審判事項のように紛争という概念の不要なものも存する（福原・前掲288頁も、「一般の法律事件」の定義として前掲東京高判昭和39・9・29を引用しているが、そもそもこの裁判例の広い定義は事件性という考え方と相容れないというべきである）。

また、沿革から見て、本条は非弁護士（非弁護士法人）の活動一切を禁止しようとする立法目的にたつて「一般の法律事件」という包括的表現を採用しているのであるから、その趣旨に従うべきであって、処罰の範囲を画することは他の構成要件を厳格に解釈することによって行うべきであろう。

法3条の文言との相違についても、3条が72条と同一の表現を体裁上とれないためであって（3条を72条と同一に表現すると「弁護士は、……行政庁に対する不服申立事件その他一般の法律事件に関する鑑定、代理、仲裁若しくは和解その他一般の法律事務を行うことを職務とする」というような回りくどい文言になってしまう）、72条は、刑罰法規としての性格上、取締対象となる法律事件と法律事件取扱いの具体的行為態様とを明確に分けて規定

したものと解されるのである。従って、72条と3条とは、その表現に若干の相違があるが、3条が弁護士の職務の面から、72条が非弁護士が取り扱ってはいけないものという面から、それぞれ同一のことを規定しているものと解するのが相当である（大阪高判昭和43・2・19高刑集21巻1号80頁は、法3条と72条につき、「両者の内容は全く同一であり、同法72条本文で弁護士でない者が取り扱うことを禁止されている事項は、弁護士の職務に属するもの総てに亘る」としている。なお、事件性必要説からは、「両条の規定に微妙な、しかも重要な相違点のあることを看過しているもの」である、と批判される。福原・290頁。なお、福原氏は、事件性の要件は「法律事務」についても必要であるとしているようである）。従って、事件性という概念は不要である、と解するのが相当である。

なお、埼玉司法書士会職域訴訟の原審判決（浦和地判平成6・5・13判時1501号52頁）は、法律事務の事件性を不要とし、次のように判示しており、控訴審判決（東京高判平成7・11・29判時1557号52頁）も原審の結論を維持している（判決確定）。

「弁護士法3条及び72条の『その他の法律事務』に右のような『事件性』という不明確な要件を導入することはかえって処罰の範囲を曖昧にし、罪刑法定主義の精神に反するというべきであり、また、先に詳述した立法及び法制の沿革からみても同法72条は非弁護士の活動一切を禁止しようとする立法目的に立脚して『一般の法律事件』という包括的表現を採用しているのであり、これらのことは法解釈上当然に考慮されるべきことである。そうすると、弁護士法3条と同法72条とはその表現に若干の相違があるが、3条は弁護士の職務の面から、また、72条は非弁護士が取り扱ってはならない事項の面から、それぞれ同一のことを規定しているものと解するのが相当であり、これに『事件性』という要件を加えることは相当でない」

近時最高裁は、非弁護士がビルの所有者から委託を受けて、そのビルの賃借人らと交渉して賃貸借契約を解除した上で各室を明け渡させるなどの業務を行った事案において、「このような業務は、賃貸借契約期間中で、現にそれぞれの業務を行っており、立ち退き意向を有していなかった賃借人らに対し、専ら賃貸人側の都合で、同契約の合意解除と明渡しの実現を図るべく交渉するというものであって、立ち退き合意の成否、立ち退きの時期、立ち退き料の額をめぐって交渉において解決しなければならぬ法的紛議が生ずることがほぼ不可避である案件に係るものであったことは明らかであり、弁護士法72条にいう『その他一般の法律事件』に関するものであったというべきである」と判示した（前掲最決平成22・7・20）。

この決定については、最高裁判所判例解説において「『その他一般の法律事件』の意義について正面から判示していないのであり、むしろ、その判文からは、本件に係る具体的事実関係を比較的詳細に判示した上で弁護士法72条違反の罪の成否に係る事例判断をしている」（三浦透『最高裁判所判例解説刑事篇平成22年度』116頁以下）と

なお、外国法事務弁護士（外国法事務弁護士法人）は、官公署等における手続でなければ、原資格国法・指定国法を準拠法とする仲裁手続の代理はできるが（外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法6条2項・3条・50条の5第1項）、更に、国際仲裁事件については、準拠法の如何にかかわらず、わが国を仲裁地とする国際仲裁手続（それに伴う和解の手続を含む）において、当事者の代理を行うことができるものとされ（同法5条の3・55条の5第2項）、外国法事務弁護士でない外国弁護士であっても、外国において当該外国弁護士となる資格を基礎として法律事務を行う業務に従事している者（国内において雇用されて外国法に関する知識に基づいて労務の提供を行っている者を除く）は、その外国において依頼され又は受任した国際仲裁事件の手続についての代理を行うことができるとされている（同法58条の2）。

(3) また、「仲裁」に関しては、本来、ここに例示されているとおり、法律事務であって、弁護士又は弁護士法人でない者は、業として報酬目的で取り扱うことはできない。しかしながら、平成16年に仲裁法（平成15年8月1日法律第138号）が施行され、同法は仲裁人の資格を自然人とするほか一切制限しなかったことから、政府答弁（衆議院法務委員会平成15年5月27日・参議院法務委員会同年7月24日）においては、仲裁人の資格には自然人であること以外の制限はないとの発言がなされている。ここで、仲裁法をもって、後述の本条但書にいう「他の法律に別段の定めがある場合」と解することも不可能ではないが、その体裁からして、本条の適用を明確に除外する法律とすることには難があること、従前より、法令に基づく正当な業務行為であれば違法性を阻却するとの考えはあったこと（例えば、商工会議所法9条12号・65条7号）等から考えると、仲裁法その他の法令により正当な業務行為としてなされる場合は、違法性を阻却する場合があると解するのが相当であろう。

(4) 「その他の法律事務」とは、（一般的に法律上の権利義務に関し争いや疑義があり、又は新たな権利義務関係の発生する案件について）法律上の効果を発生、変更する事項の処理をいう、とする裁判例があるが（東京高判昭和39・9・29高刑集17巻6号597頁、東京地判昭和38・12・16判タ159号133頁）、そのみではなく、確定した事項を契約書にする行為のように、法律上の効果を発生・変更するものでないが、法律上の効果を保全・明確化する事項の処理も法律事務と解される。

判例上、この「法律事務」に該当するとされたものとしては、債権取立ての委任を受けてなす請求、弁済の受領、債務の免除行為をなすこと（福岡高判昭和28・3・30高刑特報26号9頁、最決昭和37・10・4刑集16巻10号1418頁。なお、石丸俊彦『最高裁判所判例解説刑事篇昭和37年度』205頁）、自動車損害賠償責任保険金の請求、受領の行為をなすこと（前掲東京高判昭和39・9・29、石井春水・警察時報21巻1号69頁、大阪地判平成19・2・7判タ1266号331頁、大阪地判平成19・9・13判タ1266号340頁）、交通事故の相手方との示談交

渉をなすこと（札幌高判昭和46・11・30刑裁月報3巻11号1456頁、和歌山地判平成元・10・18交通事故民事裁判例集22巻5号1144頁）、建物立退交渉・実現、地目の転用・変更手続等をなすこと（横浜地判昭和59・10・24判タ553号198頁）、建物賃貸借契約の解除及び賃借人の立退交渉をなすこと（広島高決平成4・3・6判時1420号80頁）、不動産の占有者と明渡しに関する和解交渉を行うこと（東京高判平成19・4・26東高民時報58巻1～12号7頁）、真正な登記名義を回復する登記手続をなすこと（東京地判平成6・4・20判時1526号106頁）、証拠品を預かって被害届を起案し、被害届の提出やその後の取調べに同行するなどして被害者に助力すること（東京地判平成25・8・26判時2222号63頁）等がある。

5 周旋

ここに、「周旋」とは、依頼を受けて、訴訟事件等の当事者と鑑定、代理、仲裁、和解等をなす者との間に介在し、両者間における委任関係その他の関係成立のための便宜を図り、その成立を容易ならしめる行為をいう（名古屋高金沢支判昭和34・2・19下刑集1巻2号308頁）。必ずしも委任等の関係成立の現場にあって直接関与介入することを要せず、例えば、電話連絡であってもよい（大判昭和13・2・15大審院判決全集5巻5号43頁）。

なお、他人の依頼を受けて、弁護士に毎月一定額の報酬を給する約定のもとに、自己の賃借する事務所で自己の指示により、訴え提起等の事務処理をなさしめ、依頼者から着手金等を受け取る行為は、「周旋」ではなく、法律事務の取扱行為そのものである（東京高判昭和44・4・21高刑集22巻2号215頁）。

本条本文後段は、「弁護士又は弁護士法人でない者が法律事務を取り扱うことを知って、その者に事件を周旋することを業とすることはもちろん、正規の弁護士又は弁護士法人に対して事件を周旋することを業とすることをも取り締まる趣旨である。」後者のような周旋を業とする者についても、弁護士を利用してその間に介在して不当な利益をあげ、国民の法律生活の円滑な営みを妨げ、また弁護士の品位を害することともなるからである（富山地高岡支判昭和33・2・18第1審刑事裁判例集1巻2号246頁）。近時インターネット上で弁護士紹介を目的としたサイトが見受けられるが、中には、サイト運営者による紹介手数料の受領や事件内容への関与が疑われるものもある。この点に関しては、日弁連において、弁護士情報提供ウェブサイトへの掲載に関する指針（平成30年1月18日理事会議決）が定められており、本条との関係でも参考になろう。

また、【2】で詳述したとおり、周旋は、「報酬を得る目的」をもって「業として」なされなければ本条違反とはならない。たまたま親戚や知人から相談を受けて知り合いの弁護士又は弁護士法人を紹介しても、本条違反とはされない。

6 業とする